平成２３年（フ）第１４１６号
大阪府羽曳野市広瀬431番地
債務者　岸本　博長
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５６号
堺市中区八田北町10番地31　10棟103号
債務者　大伸鉄筋こと　山田　光伸
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４６５号
堺市中区陶器北1691番地１　112号
債務者　利見　久雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５６７号
大阪府松原市天美南４丁目７番25―107号
債務者　上田　厚子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７２号
大阪府柏原市国分西２丁目１番41号
債務者　小西　猛夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７７号
堺市南区槇塚台１丁10番10―206号
債務者　松岡　智子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５９６号
堺市中区土師町２丁３番10号
債務者　金野　千夏（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６００号
堺市西区津久野町２丁12番25―402号
債務者　岩本　康隆
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０１号
堺市西区津久野町２丁12番25―402号
債務者　岩本麻衣子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０５号
堺市東区北野田16番地27　フラワービル４Ｆ
債務者　山﨑　健吾
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０６号
堺市東区北野田16番地27　フラワービル４Ｆ
債務者　山﨑　弘江
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１２号
堺市東区菩提町４丁82番地８、前住所堺市南区晴美台３丁２番１―105号
債務者　松井　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１６号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟103号室
債務者　肥塚　雅裕
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３１号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目10番２号
債務者　パン工房Ｓｉｎこと　大谷　伸一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３５号
堺市堺区楠町４丁１番11号　ナヴィール楠302号
債務者　齋藤　良也
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６５１号
大阪府松原市一津屋１丁目18番23号
債務者　尾﨑　勝之
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６５３号
大阪府富田林市楠町４番３―305号
債務者　坂田　政雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６６４号
堺市中区堀上町577番地14
債務者　辻本　光治
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係